第1編総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

壱岐市民は、安全で幸福な生活と、自由で平和な社会が永遠に維持されることを念願している。しかしながら、万が一、武力攻撃事態等に至った場合、市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、壱岐市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めると きは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民 は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に 努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安 全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

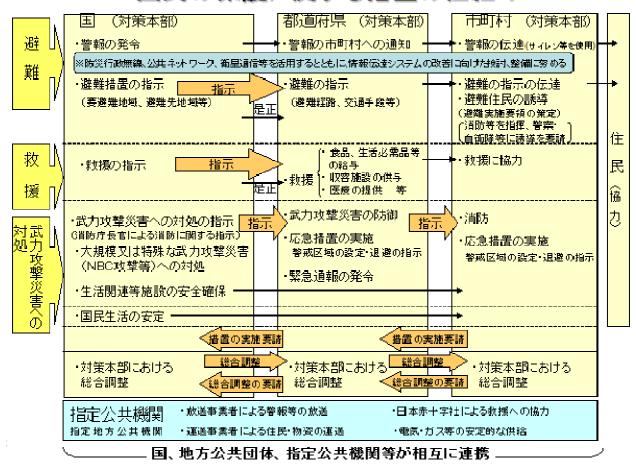
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に 適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住 し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意 するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



【国】

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 警報発令
	2 武力攻撃事態等の情報の提供
	3 避難措置の指示、救援の指示・支援
国	4 放射線物質等(NBC(核・生物・化学)災害)による汚染への対処
	5 原子炉等による被害の防止
	6 危険物質等に関する危険の防止
	7 感染症等への対処

関係機関(指定行政機関等) の名称			
内閣官房	中小企業庁	農林水産省	
内閣府	原子力規制委員会	林野庁	
国家公安委員会	国土交通省	水産庁	
警察庁	国土地理院	経済産業省	
防衛省	外務省	資源エネルギー庁	
金融庁	財務省	気象庁	
総務省	国税庁	海上保安庁	
消防庁	文部科学省	環境省	
法務省	文化庁	観光庁	
公安調査庁	厚生労働省	消費者庁	
		(計30省庁)	

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の通知
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県
	の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関す
県	る措置の実施
	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に
	関する措置の実施
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒
	区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災
	害への対処に関する措置の実施
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活に関
	する措置の実施
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係県機関の名称		
県庁	長崎振興局	
県北振興局	県央振興局	
島原振興局	五島振興局	

関係県機関(警察) の名称				
本 部	時津警察署	南島原警察署	相浦警察署	新上五島警察署
長崎警察署	西海警察署	大村警察署	江迎警察署	壱岐警察署
大浦警察署	諫早警察署	川棚警察署	松浦警察署	対馬南警察署
稲佐警察署	雲仙警察署	早岐警察署	平戸警察署	対馬北警察署
浦上警察署	島原警察署	佐世保警察署	五島警察署	

【市町】

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調
市	整その他の住民の避難市町村に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に
	関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収
	集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

	関係機関((市町)の名称	
長崎市	松浦市	南島原市	小値賀町
佐世保市	対馬市	長与町	佐々町
島原市	壱岐市	時津町	新上五島町
諫早市	五島市	東彼杵町	
大村市	西海市	川棚町	
平戸市	雲仙市	波佐見町	(計13市 <mark>8</mark> 町)

関係機関(消防	機関)の名称
長崎市消防局	松浦市消防本部
佐世保市消防局	五島市消防本部
県央地域広域市町村圏組合消防本部	新上五島町消防本部

島原地域広域市町村圏組合消防本部	壱岐市消防本部
平戸市消防本部	対馬市消防本部

(計 10 機関)

【指定地方行政機関】

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
	2 他管区警察局との連携
	3 管区内各警察及び関係機関からの情報収集並びに報告義務
	4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
	2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
	2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の
	規律に関すること
	3 非常事態における重要通信の確保
	4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局	1 地方公共団体に対する災害融資
	2 金融機関に対する緊急措置の指示
	3 普通財産の無償貸付
	4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
長崎労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
	2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保
	2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
	3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策
	2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災地における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
	2 港湾施設の使用に関する連絡調整
	3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整
	2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整
	2 航空機の航行の安全確保

福岡航空交通管制部	1	航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区気象台	1	気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部	1	船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
	2	海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
		生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限の区域の指定等
	4	海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
	5	海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その
		他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1	有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
	2	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量
		の情報収集

(関係機関計18機関)

<u> </u>	関係機関	(自衛隊)	の名称
自衛隊長崎地方協力本部			
陸上自衛隊西部方面総監部			
海上自衛隊佐世保地方総監部			
航空自衛隊西部航空方面司令部			

(自衛隊 4機関)

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

IN HH - 6-21		
機関の名称	事	務又は事務の大綱
災害研究機関	1	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を
		含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1	避難住民の運送及び緊急物資の運送
	2	旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1	避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置にお
		ける協力
	2	通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的
		取扱い
電気事業者	1	電気の安定的な供給
ガス事業者	1	ガスの安定的な供給
水道事業者	1	水の安定的な供給
水道用水供給事業者		
工業用水道事業者		
郵便事業を営む者	1	郵便の確保
一般信書便事業者	1	信書便の確保
病院その他の医療機関	1	医療の確保

河川管理施設、道路、	1	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
港湾、空港管理者		
日本赤十字社	1	救援への協力
	2	外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
	2	銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確
		保を通じた信用秩序の維持

○関係機関の連絡先

「指定行政機関等」、「国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊)」、「関係指定公共機関」、「指定地方公共機関」、「県(出先機関)」、市町機関(教育委員会を含む)」、「消防機関」、「その他の関係機関」の連絡先については、別途「資料編」に一覧性を持った資料として整理しておくものとする。

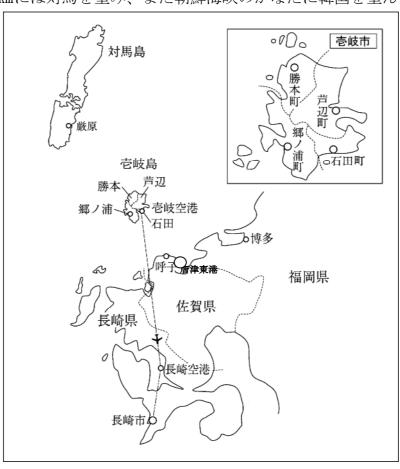
第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

壱岐市は、福岡県と対馬の中間地点にあり、博多港から北西に約67km、佐賀県呼子港から北へ約26kmに位置し、対馬海峡東水道と壱岐水道、玄界灘に囲まれており、その大きさは南北約17km、東西約15km、面積139.42km²である。

北西約68㎞には対馬を望み、また朝鮮海峡のかなたに韓国を望んでいる。



		位	置		面積	周 囲
方	位	経 緯 度	極地名	距離		
東	極東	129° 48′ 06″	芦 辺 町 八 幡 浦	約15km	139. 42km²	167. 5km
西	極西	129° 37′ 30″	郷ノ浦町長島			
南	極南	33° 42′ 04″	郷ノ浦町海豚鼻	約17km		
北	極北	33° 52′ 04″	勝本町若宮島			

壱岐市の地形は一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度 100mを超える山地が占める面積は極めて少ない。分水嶺は西へ偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川は西から東に流れその流域には、本島最大の平野が発達している。市内の耕地面積は 39.31 km²、田の整備率は 60%に達し、圃場条件が整った地域である。また、海岸線は、発達した海蝕崖がみられる北東部を除けば出入りが多く、大小の湾入があり天然の良港として古くから発展してきた。特に対馬海峡東水道に面した西岸一帯は激しく、溺谷の原型を保っている。また、南東岸には大小の砂浜をはじめ壱岐全体に美しい砂浜が点在する。昭和 43 年 7 月 22 日、壱岐の一部が壱岐対馬国定公園に指定され、また、昭和 53 年 6 月 16 日辰の島、手長島、妻ケ島の 3 か所が海中公園地区に指定されるなど自然景観に恵まれている。

壱岐市の地質を見ると、層序の明確でない第3紀層が賦存している。第3紀層の岩石は一般に上部になるにつれて、固結度が低くなるとともに含水量が多くなり、破壊し易くなる。主として賦存する玄武岩は第3紀層との接触箇所において、変質し、粘土化している場合がある。

(2) 気候

壱岐の気候は、気温の日較差の小さい海洋性気候となっており、壱岐市芦辺の平年の年平均気温は 15.7℃と長崎市より 1.5℃低い。年間降水量は約 1,860 mmで、長崎市とほぼ同じである。

梅雨の時期に降水量が最も多く、6月及び7月の月降水量は約300mmに達する。

夏は、8月の最高気温の平均が26.1℃と比較的しのぎやすい。

台風は、九州本土と同様に7月から9月ころに来襲することが多い。

冬は、大陸からの寒気の吹き出しによる雲が発生しやすいが、積雪することはまれである。

区	分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均
平均気	温	5. 9	6. 7	9. 4	13. 6	17. 4	20. 7	24. 7	26. 1	23. 0	18. 5	13. 4	8. 5		15. 7
(℃)															
月間降	冰	76. 2	83. 5	133. 0	145. 7	174. 2	272. 6	320. 6	198. 5	216. 3	80.0	91. 4	68. 4	1, 860. 3	155. 0
量 (m	nm)														

資料: 芦辺地域気象観測所(1981~2010年の平均)

(3) 人口分布

壱岐の人口は、復興期を終えた昭和30年の51,765人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第1次産業の低迷、進学率の増加などによる人口流出が続き、平成22年の国勢調査では29,377人となり、最多時から約57%まで減少している。この人口減少とともに若年層の島外への流出が高齢者比率の上昇を招き、過疎化に一層の深刻度を増している。

(4) 交通

市の道路網は、一般国道 382 号が中心部から北と東へ走り、それを補完する主要地 方道 4 路線、一般県道 6 路線と市道(1 級・2 級)179 路線をはじめ、その他の市道も 含め市内全域を網羅しており、住民の生活環境の改善と産業経済振興の基礎として重 要な役割を担っている。しかし、道路改良率は本土に比べ低く、早急な整備が望まれ ている。

一方、本市の交通機関は、バス交通だけであるが、利用率は年々低下している。

定期航路は、壱岐と博多、厳原を結ぶフェリー及び高速船、唐津東を結ぶフェリー、郷ノ浦港と付属島3島(大島・長島・原島)を結ぶ市営のフェリーが就航している。、郷ノ浦港(郷ノ浦地区)において、観光船対応埠頭(-7.5m)が整備されている。

空路については、壱岐―福岡路線が平成15年2月に廃止された。同空路については、島民の足を確保するとともに交流人口の拡大のためにも、路線の再開の取り組みが必要である。壱岐―長崎路線についても路線維持・拡充のために積極的な活用が合わせて必要である。

さらに、ますます進行する高齢化社会に伴い増加する老人や子供等の交通弱者に対応するため、また、災害時の避難及び応急物資受入れのための緊急輸送路の確保のためにも公共交通機関の整備は、急を要する重要な問題となっている。

(5) 空港・港湾等

空港については、敷地面積 212,210 ㎡、着陸帯 1,320m×90m、滑走路 1,200m×30m、誘導路 74m×18m を有する壱岐空港がある。

港湾については、4港湾を有し、郷ノ浦港、勝本港、印通寺港などがある。郷ノ浦港においては壱岐と博多、厳原を結ぶフェリーと高速船、印通寺港においては唐津東港を結ぶフェリーが就航している。また郷ノ浦港においては、大型観光船等対応埠頭(-7.5m)が整備されている。

(6) 自衛隊施設

自衛隊施設は、勝本町東触 2776-6 若宮島に海上自衛隊壱岐警備所が所在している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

類型	特 徴
着上陸侵攻	国民保護措置に実施すべき地域が広範囲、期間が比較的
	長期に及ぶことも想定
ゲリラや特殊部隊に	突発的に被害が発生することも考えられる
よる攻撃	
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難であ
	り、短時間での着弾が予想される
航空攻擊	弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるもの
	の、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

類 型	事 態 例
危険性を内在する物質を有する	・原子力事業所等の破壊
施設等に対する攻撃が行われる	・石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆
事態	破
	・ 危険物積載船への攻撃
	・ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
送機関等に対する攻撃が行われ	・ 列車等の爆破
る事態	

(2) 攻撃手段による分類

類型	事 態 例
多数の人を殺傷する特性を有す	・ダーティボム等の爆破による放射能の拡散
る物質等による攻撃が行われる	・炭疽金等生物剤の航空機等による大量散布
事態	・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
	・水源地に対する毒素系の混入
破壊の手段として交通機関を用	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
いた攻撃等が行われる事態	・弾道ミサイル等の飛来